

社会保障審議会障害者部会	
第 149 回 (R7. 9. 25)	参考資料 5

障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に関する これまでの議論のまとめ

令和 7 年 9 月 24 日

障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会

目次

1. はじめに

(1) 障害者支援施設について

(2) これまでの経緯等

2. 障害者支援施設の現状

(1) 基本データ

(2) 障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究（令和 6 年度
障害者総合福祉推進事業）について

3. 障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿について

(1) 基本的考え方

(2) 各論

① 利用者の意思・希望の尊重について

② 地域移行を支援する機能について

③ 地域生活を支えるセーフティネット機能について

④ 入所者への専門的支援や生活環境について

4. 今後の障害福祉計画の目標の基本的方向性

(1) 待機者のニーズの捉え方について

(2) 障害福祉計画に係る基本指針の目標設定について

(3) グループホームの目標の方向性について

(4) 人手不足の中での生産性向上について

(5) 施設整備費補助金の対象要件との整合性について

5. 今後の検討に向けて

1. はじめに

(1) 障害者支援施設について

障害者支援施設とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第5条11項により「障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設」と規定されている施設である。

具体的には、障害者に対し、主として夜間においては「施設入所支援」を提供するとともに、昼間は「生活介護」などの日中活動支援を行う社会福祉施設である。

障害者支援施設においては、施設に入所する障害者に対してサービスを提供しつつ、市町村、都道府県が作成する障害福祉計画において設定された地域生活へ移行する者の数や入所者数の削減に関する目標値を踏まえ、その多くが地域移行に取り組んでおり、障害者の重度化・高齢化が進むなか、強度行動障害を有する者、医療的ケアの必要な者などのための専門的支援の提供に努めている。

(2) これまでの経緯等

- 令和4年6月13日の「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～社会保障審議会障害者部会報告書～」では、「障害者支援施設の在り方」について、「障害者支援施設における重度障害者等の支援体制の充実」「地域移行のさらなる推進」「障害者支援施設の計画相談支援のモニタリング頻度等」「障害者支援施設と地域の関わり」の4点を今後の取組として挙げている。

また、同報告書では、「障害者支援施設については、重度障害者等に対する専門的・個別的支援の提供の推進、施設の有する知識・経験等の地域の事業者への還元等による地域への貢献などを行いつつ、施設からの地域移行を進める必要がある」としている。

- 日本政府においては、平成26年に障害者権利条約を批准し、令和4年9月に対日審査での総括所見において、勧告事項の1つとして「障害者の脱施設化及び自立生活支援」が盛り込まれた。また、令和4年9月に国連・障害者権利委員会により締約国に対する脱施設化ガイドラインが公表された。

- 第7期（令和6～8年度）障害福祉計画等に係る基本指針においては、施設入所者数の削減に関する成果目標について、「令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとともに、令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする」とされている。

また、同指針では、「新たに施設へ入所する者を見込むに当たっては、グループホ

ーム等での対応が困難な者等、真に施設入所支援が必要な場合の検討等を市町村、関係者により協議の上、その結果を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある」とされている。

○ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、施設入所支援について、地域移行を推進するための取組として、

- ・ 地域移行等意向確認担当者の選任や地域移行等意向確認等に関する指針の策定を義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする（令和8年度～）
- ・ 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加を行った場合について、評価するための加算を創設
- ・ 施設入所者が希望する日中活動の提供を促進するため、障害者支援施設と隣接していない生活介護事業所等への送迎について、施設入所者も送迎加算を算定可能とする

などの対応を行った。

一方、引き続き検討・検証を行う事項として、

- ・ 障害者支援施設の在り方について、「障害者支援施設の在り方についての検討を進めるため、令和6年度において、今後の障害者支援施設が担う役割や機能等に関して整理しつつ、更なる地域移行を進めていくための調査研究の実施や検討の場を設ける」とされた。

○ この点を踏まえ、検討に向けた材料を整理するため、「障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究（令和6年度障害者総合福祉推進事業）」において、委員・協力団体からの意見収集、入所施設の実態調査、施設・法人ヒアリングや当事者・家族ヒアリングを実施した。

○ 本検討会では、以上のような経緯や調査研究の結果等を踏まえつつ、障害者支援施設の役割・機能を整理し、次期報酬改定や障害福祉計画の基本指針の見直し等に向けて障害者支援施設の在り方等に関する検討を行ってきたところである。

2. 障害者支援施設の現状

（1）基本データ

○ 障害者支援施設の現状について、令和7年3月時点における施設数は2,527施設（請求施設数）となっており、入所者数は121,521人となっている。

○ 令和6年10月～12月の3か月平均の施設入所支援のひと月あたり総費用は21,038
百万円で前年同時期より18.1%の増加、1人当たりの費用額は172,188円で前年同時
期より19.5%の増加、1事業所当たりの費用額は8,328千円で前年同時期より19.3%
の増加となっている（国保連データ）。

○ 第7期障害福祉計画等に係る基本指針の成果目標においては、「令和4年度末時点
の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、令和8年度
末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする」
とされているが、各都道府県の障害福祉計画における施設入所者の地域生活移行者
数・削減数の目標については、地域生活移行率5.6%（地域生活移行者数6,932人）、
削減率3.8%（削減見込数4,248人）となっている。

○ 施設から地域生活へ移行した者は1,433人（令和4年4月1日から令和5年3月
31日）、そのうちグループホームに移行した者は709人（49.5%）となっている
（障害福祉計画に係る実施状況報告 地域移行アンケート）。

○ 一方、障害者の入所施設からの地域移行者数については、平成18年度から令和4
年度までの累計値で延べ5.2万人となっているが、年間の移行者数は減少傾向とな
っている（施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査）。減少傾向の要因とし
ては、施設入所者の重度化・高齢化や、地域で重度障害者を受け入れる体制が十分
に整っていないことなどが考えられる。

（2）障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究（令和6年度 障害者総合福祉推進事業）について

① 障害者支援施設におけるアンケート調査結果（回答率46.5%：1,173/2,525施設）

○ 利用者の状況については、利用者の実人数は40～49名が333施設（28.4%）と最
も割合が大きい。利用者の男女比はおおよそ6：4であり、年代別では50歳代が
27.9%と最も大きく、60歳代が22.4%とついで大きい。また、障害種別にみると、
主たる障害は、知的障害が68.3%、身体障害が29.4%である。支援区分別にみると、
区分6が56.9%、区分5が26.3%である。

○ 居室の状況については、「多床室及び個室のどちらもあり」が、58.6%と最も多
く、「多床室のみ」は14.5%、「個室のみ」は26.8%である。「多床室及び個室の
どちらもあり」、「多床室のみ」と回答した施設の今後の個室化の予定については、
「個室化の予定なし」が64.1%、「一部の多床室を個室化」が20.4%、「すべての
多床室を個室化」が14.9%である。ユニットケアの実施についてみると、ユニット

ケアを実施している施設は18.2%であり、実施していない施設は81.3%である。

○ 日中活動の状況については、「障害者支援施設として実施している日中活動サービスを利用（居住する建物内）」が全体の80.3%と最も大きく、次いで「障害者支援施設として実施している日中活動サービスを利用（居住する建物外だが敷地内）」が14.1%である。日中活動の実施方法では、「複数の日中活動を準備し、支援者が利用者ごとに内容を選択して実施」が44.0%である。

○ 高齢化対応として支援サービスの強化をしている支援内容については、「健康相談・健康診断の拡充」が48.4%と最も大きく、次いで、「看護師の配置・増員」が42.9%である。また、高齢化対応として実施している設備の充実の対策としては、「手動車椅子の設置・増設」が57.7%と最も大きく、次いで、「手すりの設置・増設」が49.7%である。

○ 医療的ケアの実施状況については、実施している施設は52.6%である。医療的ケアの実施内容は、「服薬管理（麻酔の管理を除く）」が57.4%と最も多く、ついで「浣腸」が11.4%であり、その他の項目は5%未満であった。強度行動障害のある方への対応についてみると、重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定している施設は49.9%である。

○ 緊急時を含む脱施設化に関するガイドラインにおける施設の典型的要素※を踏まえた支援等の状況については、「本人の意思を尊重しつつ、施設外での活動や地域での生活を見据えた支援が実現できている」と回答している施設は、39.2%である。

※ 緊急時を含む脱施設化に関するガイドライン（2022年9月国連障害者権利委員会公表）抜粋¹

14. 施設には、次の明確な典型的要素が存在する。

- ・ 介助者を他人と共有することが義務付けられ、誰に介助をしてもらうかについての意思表示権がない、または制限されている
- ・ 地域での自立した生活から隔離され、分離されている
- ・ 日々の決定をコントロールできない
- ・ 誰と暮らすかという関心事についての本人の選択肢がない
- ・ 個人の意思や希望に関係なく、日常生活が厳格である
- ・ 一定の管理のもと、個人が属するグループ単位に、同じ場所でほぼ同じ活動を行う
- ・ サービス提供が父権主義的アプローチである

¹ 特定非営利活動法人日本障害者協議会 緊急時を含む脱施設化に関するガイドライン（word ファイル）より引用

- ・ 生活環境を監督する
- ・ 同じ環境に障害のある人が偏っている

○ 地域移行の取組状況については、利用者の希望を踏まえた地域移行に係る取組を「すべての利用者について取り組んでいる」と回答した施設は18.2%である。「移行可能と思われる入所者に限定して取り組んでいる」と回答した施設は42.7%であり、取り組んでいない施設は35.8%である。取り組んでない理由については、「地域での居住の場（グループホーム等）が少ない」「入所者が地域移行した際に、見守りや必要なサービス提供を行う関係機関とのネットワークが不十分」が4割以上である。また、「入所者にとって施設の支援が一番適切であるため、地域移行は不要」も32.1%である。

○ 地域移行に取り組んでいると回答した施設における入所者が社会生活能力を習得するための取組状況については、取組を行っている施設は63.8%である。実施している施設の半数以上が実施している具体的な内容は「生活能力の習得に向けた施設内での自活訓練（生活時間の管理等）」「定期的に買い物実習等を実施（日常的な地域交流）」である。また、住まいの場を確保するための取組を実施している施設は46.3%である。「実施している」と回答した施設が行っている具体的な取組は「法人自らグループホーム等住まいの場を整備」が81.6%である。

○ 地域で障害者を支える体制づくりについては、実施している施設は53.9%である。具体的な取組内容については、「法人自らが地域の障害者に対する訪問サービスや通所サービスを実施」「グループホーム等に対するバックアップ（緊急時等の応援態勢等）」「関係機関との連携・協議を通じた、見守りや相談等のネットワークづくり」が5割以上である。地域で障害者を支える体制づくりを行う上での課題については、「施設において地域の体制づくりのための人手が確保できない」が36.4%、「施設として、地域とどのように連携をとればよいのかノウハウが不十分」が17.0%である。

○ 障害者支援施設におけるアンケート調査結果について、一部においてクロス分析もしており、以下の取組を実施していると回答している施設については、地域移行の実績があると回答している割合が多く、有意な関係性が認められた。

- ・ 建物外での活動
- ・ 地域で障害を支える体制づくりの実施
- ・ 地域生活支援拠点等の実施
- ・ 社会生活能力習得のための取組

- ・ 住まいの場確保の取組
- ・ 地域移行に向けて利用者の意識を高めるための取組
- ・ 家族の理解を得るための働きかけの取組
- ・ 脱施設化ガイドラインの取組

② 自治体アンケート調査の結果について

障害者支援施設の待機者の把握状況及び把握したときの基準や考え方について調査を実施した。

○ 障害者支援施設の待機者の把握状況について、「把握している」と回答した自治体は約5割、「一部把握している」と回答した自治体は約1割であった。「把握していない」と回答した自治体は約4割であった。待機者数を把握していない理由としては、「入所待ちについて知りたいというニーズは少なく、待機者把握の必要性を感じない」「待機者の定義づけが困難なため」という回答であった。

○ 待機者数を把握していない自治体のうち、今後、待機者数を把握する予定の有無について、「予定がある」と回答した自治体は約1割、「予定がない」と回答した自治体は約9割であった。

○ 待機者数を把握している場合の把握する際の頻度について、「毎月把握している」と回答した自治体が約2割、「毎年把握している」と回答した自治体が約4割、「障害福祉計画を作成する際に把握している」と回答した自治体はほとんどなく、「その他」と回答した自治体が約3割であった。

○ 待機者数を把握している場合の複数施設に申し込んでいる者について実人数として把握しているかについて、「把握している」と回答した自治体が約5割、「把握していない」と回答した自治体が約5割であった。

○ 待機者数を把握している場合の入所希望理由の把握の有無について、「把握している」と回答した自治体は25.0%、「把握していない」と回答した自治体は75.0%であった。また、把握している場合の理由について、「本人が希望している」と回答した割合が4.0%、「家族が希望している」と回答した割合が51.1%、「本人の行動改善や生活能力の向上のため」と回答した割合は5.6%、「その他」と回答した割合が39.3%であった。

○ 待機者数の把握にあたり、どのような定義を定めているかについて、「入所申し込みに対して入所できていない数としている」と回答した自治体は74.4%、「緊急

性の基準を定めた上で、入所できてない数としている」と回答した自治体が7.0%、
「その他」と回答した自治体が18.6%であった。

このように、自治体によって、待機者数の把握の有無や考え方等について、ばらつきがあることがわかった。

③ 障害者支援施設に対するヒアリング調査について

○ 障害者支援施設における支援実態や、地域移行、地域生活支援に係る現場の工夫や課題等を把握するため、障害者支援施設や地域生活支援を実践している事業所・法人に従事する支援者、施設利用者（当事者）などにヒアリングを行った。

○ 施設ヒアリングで把握した主な取組について

- ・ 設備、機能の工夫としては、重度障害者や強度行動障害の方などの個別対応のための個室化、ユニット化や、支援の質向上や利用者の重度化・高齢化への対応のため、ICT機器の導入や専門職の配置等
- ・ 日々の処遇としては、日中活動は施設外に通所し、メリハリのある活動を実施していることや、複数の日中活動を用意し、支援者か本人に選択してもらっている等
- ・ 地域移行への支援としては、入所の際に地域生活への移行が目標であることを本人・家族に説明の上、同意を得るなどお互いの合意のもとで進めている、日中活動後にグループホームの場所だけを見学する等、小さな経験を繰り返して、地域移行の動機付けをしていく取組の実施
- ・ 地域生活への支援としては、短期入所の受入を積極的に行う、自主製品の製作、販売など地域の学校、自治体等と連携した活動等

○ 当事者ヒアリングについて

- ・ 地域移行前（入所中）の当事者からは、「施設だと話ができる人が少ない。以前は話ができる人もいたが退所してしまったことをきっかけに地域での生活を希望している。いつまでに地域での生活を始めるか決めてはいないが、自分でお金を稼いで生活がしたい」等の声があった。
- ・ 地域移行後（退所後）の当事者からは、「グループホームへ移行したことにより、生活が大きく変わった。現在の生活や支援には満足している」等の地域移行後の現状について声があった。

以上の状況を踏まえ、今後の障害者支援施設の在り方については、以下の方向性で検討していくことが必要である。

3. 障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿について

(1) 基本的な考え方

障害者総合支援法では、「可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保される」「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」「日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切にものの除去に資する」こと等が基本理念となっている。

障害者支援施設の求められる役割や機能、あるべき姿についてもこの基本理念を踏まえ、地域移行を支える通過点であるべきであり、誰もが地域移行が可能との意見もあることを念頭に置きつつ、あらためて法人の運営者や施設管理者、職員等と認識を共有し、取組を進めていくことが重要である。

① 利用者の意思・希望の尊重

どこで誰と、どのように生活したいか本人の意思・希望が尊重される意思決定支援の推進が重要であり、本人にわかりやすい情報を提供するように配慮するとともに、あらゆる場面で体験や経験を通じた選択の機会を確保し、本人の自己実現に向けた支援を行う必要がある。その際、脱施設化ガイドラインにおける「施設」の典型的要素²を、可能な限り減らしていくことに留意する必要がある。

② 地域移行を支援する機能

施設から地域生活への移行を支援する機能として、地域と連携した動機付け支援や地域移行の意向確認等に取り組む必要がある。

③ 地域生活を支えるセーフティネット機能

地域生活を支えるセーフティネットとして、地域での生活が困難となった場合の一時的な入所や、施設の有する知識・経験・支援技術等の専門性の地域への還元、緊急時や災害時における地域の拠点としての活用を推進する必要がある。

④ 入所者への専門的支援や生活環境

² ・介助者を他人と共有することが義務付けられ、誰に介助してもらうかについての意思表示権がない、または制限されている ・地域での自立した生活から隔離され、分離されている ・日々の決定をコントロールできない ・誰と暮らすかという関心事についての本人の選択肢がない ・個人の意思や希望に関係なく、日常生活が厳格である ・一定の管理のもと、個人が属するグループ単位に、同じ場所ではほぼ同じ活動を行う ・サービス提供が父権主義的アプローチである ・生活環境を監督する ・同じ環境に障害のある人が偏っている

強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者などへの専門的な支援の更なる
推進や、重度化・高齢化した利用者への対応、終末期における看取りまでの支援は、
地域における支援体制づくりが求められているとともに、特に障害者支援施設におい
て求められている役割である。また、入所者の暮らしの質の向上に資する生活環境
(居室、日中活動など)にすることが重要である。

(2) 各論

① 利用者の意思・希望の尊重について

- ・ 自ら意思を決定することに困難を抱える方に対して、本人に関わる様々な人たちが本人を中心に支援を積み重ね、可能な限り本人が意思決定できるように支援する必要がある。また、確認した意思の実現に向けた支援を行うことが重要である。
- ・ 本人が意思を決定するために必要な情報の説明は、本人が理解できるように工夫して行うことや、本人が自分の意思を表明しやすいような場面や環境等の配慮を行うことが重要である。また、多様な体験や経験を通じた意思形成支援を積み重ね、本人が自分らしい生活を送るための選択の機会を確保することが重要である。
- ・ 意思決定支援ガイドラインを踏まえ、日常生活上の意思決定支援だけではなく、社会参加も含めた活動に重きを置いた意思決定支援も行われるよう、施設職員の研修等を進めることにより、意識の変化を図ることが必要である。
- ・ 施設の日課や活動の内容等に利用者の希望が反映されることや、本人にとって必要な支援が必要なときに提供されるよう、取り組んでいくことが重要である。また、支援においては利用者の意思・希望を尊重し、原則としてパターンリズム³が排除されなければならない。
- ・ これらの取組を行う際には、脱施設化ガイドラインにおける「施設」の典型的要素である「介助者を他人と共有することが義務付けられ、誰に介助してもらうかについての意思表示権がない、または制限されている」「地域での自立した生活から隔離され、分離されている」「日々の決定をコントロールできない」「誰と暮らすかという関心事についての本人の選択肢がない」「個人の意思や希望に関係なく、日常生活が厳格である」「一定の管理のもと、個人が属するグループ単位に、同じ場所でほぼ同じ活動を行う」「サービス提供が父権主義的アプローチである」「生活環境を監督する」「同じ環境に障害のある人が偏っている」ことを、可能な限り減らしていくことに留意する必要がある。

³ 強い立場にある者が、弱い立場にある者の利益になるようにと、本人の意志に反して行動に介入・干渉すること。父権主義などと訳される。

② 地域移行を支援する機能について

- 令和6年度報酬改定で加算が設けられた、地域移行に向けた動機付け支援（グループホームや1人暮らしをしている障害者の生活状況の見学、他の事業所での食事体験、地域活動への参加、買い物や公共交通機関の利用等の地域の暮らしを想定した体験等）を促進する必要がある。また、本人の意向確認を更に進めるための動機付け支援の方策について、引き続き検討する必要がある。
- 令和6年度報酬改定では、すべての入所者に対する地域生活への移行等に関する意向確認や、地域移行等意向確認担当者の選任・指針の作成について運営基準に規定されたが、令和8年度から義務化されることから、令和6年度推進事業で策定した「障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアル」を踏まえた取組を推進することが重要である。
- 地域移行を進めるために日中活動を敷地外で実施するとともに、活動内容についても個々のアセスメントに基づき、将来の地域生活を見据えた内容にする必要がある。
- 地域移行は施設だけで実施できるものではなく、市町村等による地域の受け皿の整備と併せて、施設が地域生活支援拠点等の拠点コーディネーターや地域のピアサポーター等の外部の関係者と連携する仕組みを構築する必要がある。また、移行後、生活が安定するまでは移行先と適宜連絡を取り、必要に応じて入所時の様子の共有や関係者を紹介するなど、フォローすることが重要である。
- 地域移行や定員削減を段階的に進めるために、障害者支援施設が定員を削減しつつ運営するサテライト的な施設の必要性も検討する必要がある。

③ 地域生活を支えるセーフティネット機能について

- 生活課題が生じたことにより入所した場合でも、短期集中的な支援で解決し、再度、本人が選択した生活環境に戻るような機能が求められる。
- 地域移行により施設による関わりが終わるのではなく、継続的に本人の状態を確認し、生活が困難になった場合には短期入所等の一時的な受け皿としての役割を果たす必要がある。
- 地域では受入れが困難な専門的支援を必要とする方や家族の入院等による緊急時の短期入所を積極的に実施するなど、平時からその機能を地域に積極的に還元する必要がある。その際には、地域移行により生じた空床を活用することも検討する必要がある。
- 市町村等が行う地域の専門的支援体制の整備において、地域生活支援を实践する事業所等と連携し、スーパーバイズ・コンサルテーション等の役割を担うことや、地域住民に対して障害者への理解を深めるための啓発活動などを推進する必要がある。

- ・ 「地域生活支援拠点等」の機能を担い、本人や家族等の緊急時の相談支援や受入れを行うことが必要である。
- ・ 災害時には施設の建物・設備・備蓄物資、人材・ネットワークを活かして、専門的な支援を必要とする方を含め、自治体と協力して地域の障害者等を受け入れる福祉避難所の役割を担うことや被災者の自立・生活再建に向けた災害ケースマネジメント⁴の取組へ関与することが望ましい。

④ 入所者への専門的支援や生活環境について

- ・ 施設においては、重度化・高齢化やろう重複、盲重複等の特別な配慮が必要な障害等に対応した専門的な支援を提供できる体制を整備する必要がある。
- ・ 強度行動障害を有する者に対し、行動障害を生じさせている要因等のアセスメントや環境調整等の生活の安定に必要な専門的な支援を推進する必要がある。
- ・ 医療的ケアの対応等の専門的な支援に当たっては、施設での人材育成を進めるとともに、地域の医療機関等との連携による体制づくりが必要である。
- ・ 人生の最終段階において住み慣れた場所で最期を迎えたいという本人の意思を最大限に尊重するため、「人生会議」（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）の実施、職員に対するグリーフケア、医療機関等との連携など、看取り導入マニュアルを活用した丁寧な看取りを推進する必要がある。その際、常に気持ちは変化し得るという前提を踏まえることが重要である。
- ・ 施設の利用者に対する支援の質・生活環境の向上や個別的支援の提供のため、個室化やユニット化により生活単位の小規模化を更に推進し、地域における生活環境に近づけることで、地域移行後の暮らしを見据えて利用者自身が持つ力を高めていく必要がある。
- ・ 施設であっても自分の部屋は、プライバシーが確保され、自分の持ち物を飾ったりできる広さのある個室が望ましい。
- ・ 利用者の日中活動の場と住まいの場の分離（昼夜分離）や、画一的な内容ではなく、個々のニーズに応じた多様な日中活動の実施を推進する必要がある。
- ・ 買い物や外食など、地域の社会資源を活用して、本人のニーズに応じた活動を推進する必要がある。
- ・ 入所者も地域住民として暮らしていくことが重要であることから、施設を活用して地域住民との交流の機会をつくるなど、地域に開かれた施設運営を推進する必要がある。

⁴ 被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組。

415

416

4. 今後の障害福祉計画の目標の基本的方向性

417

(1) 待機者のニーズの捉え方について

418

○ いわゆる施設の待機者のニーズとは、必ずしも障害者支援施設でなければならないというニーズではなく、グループホームの利用や一人暮らし等も含めた居住支援全般に関するニーズとも捉えられる。

419

420

421

422

423

424

425

426

427

428

429

○ 施設の待機者の考え方や把握方法は自治体間で相当のばらつきがあり、また、約半数の自治体が調査自体を実施していない現状にある。障害福祉サービスは国の基本指針に基づき、市町村において地域のニーズを把握し、障害福祉計画を策定して計画的な整備を推進していることを踏まえると、各自治体の実情に応じて実施する必要がある。このような現状を踏まえると、待機者の定義や把握方法等を全国的に統一することは現実的ではないとの指摘もあったが、どのような自治体への支援が可能なのかを念頭に置きつつ、実態把握をしている自治体の事例の共有その他にとりうる対応等について、引き続き検討していく必要がある。

430

431

432

433

434

○ その際、「入所を希望しているのは本人ではなく家族であることがある」、「複数施設に申し込んでいる者を実数として把握していないことがある」、「待機者数の把握にあたって緊急性の基準を定めていないことがある」などの課題について、考慮する必要がある。

435

436

(2) 障害福祉計画に係る基本指針の目標設定について

437

438

439

440

441

442

○ これまでも障害者総合支援法の基本理念等に基づき、障害者の希望に応じた地域での暮らしを選択できるよう地域移行を進めてきた中で、現状では地域移行に取り組んでいないなど、求められる役割・機能を果たせていない施設も一定数あることを踏まれば、第8期（令和9～11年度）の障害福祉計画に係る基本指針においても、引き続き、地域移行者数や施設入所者数の削減の目標値を設定することが必要である。

443

444

445

446

447

448

449

○ なお、障害の程度や年齢に応じた目標やグループホームの体験利用等の地域移行へ向けた取組状況の目標を別の目標として設定することの必要性が指摘されたところであるが、現状では、障害の程度や年齢に応じた地域移行の状況を把握できていない。そのため、利用者一人ひとりの意向を踏まえた地域移行の実現を図ることが重要であることも踏まえ、まずは実態把握の方策も含め、具体的な対応を検討していく必要がある。

450
451 (3) グループホームの目標の方向性について

452 ○ 入所施設であっても個室化・ユニット化等の取組が進められている一方、一部の
453 グループホームでは実質的に大規模化しているといった実態などが指摘されている。
454 グループホームと入所施設は、サービス類型は異なるものの、障害者の居住の場と
455 しては同じであり、ただグループホームに移行すれば良いということではなく、グ
456 ループホームにおいても入所施設と同様に、本人の意思・希望が尊重される意思決
457 定支援や、できる限り小規模な生活単位、地域に開かれた運営等を推進する必要が
458 ある。

459
460 ○ 強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者、高齢利用者の地域での受け皿
461 を増やすため、これらに対応する専門性やバリアフリーに配慮したグループホーム
462 等を増やしていくことが必要である。

463
464 (4) 人手不足の中での生産性向上について

465 ○ 障害福祉分野における人材確保が課題となる中、限られた人員で質の高いサービ
466 スを提供できるよう、障害福祉分野の「省力化投資促進プラン」(令和7年6月13日
467 厚生労働省)も踏まえ、障害者支援施設における生産性向上の取組を推進すること
468 が必要である。具体的には、見守り支援機器導入による職員の夜勤負担軽減、イン
469 カム等を活用した連絡調整や記録業務の効率化、リフトやアシストスーツといった
470 移乗支援機器を活用した職員の身体的負担軽減など、施設の特性を踏まえた生産性
471 向上に資する取組の収集・分析・可視化を進めるとともに、好事例の普及に向けた
472 情報発信やサポート体制の整備を進める必要がある。

473
474 (5) 施設整備費補助金の対象要件との整合性について

475 ○ 施設の整備に対する国庫補助については、これまでも基本指針の目標(施設入所
476 者数の削減等)との一定程度の整合性を求めてきたが、第8期(令和9~11年度)
477 以降は、本検討会の検討結果等を踏まえ、各自治体に対して基本指針の目標と整合
478 した障害福祉計画の策定を求めるとともに、国庫補助の対象を当該障害福祉計画に
479 基づく施設整備に限るなど、限られた予算の中で重点化を図る必要がある。

480
481 **5. 今後の検討に向けて**

482 ○ 本検討会の検討内容等を踏まえ、障害福祉計画に係る基本指針の目標設定等につ
483 いては、社会保障審議会障害者部会等で議論を継続していくとともに、施設や地域生
484 活支援に係る具体的な報酬等の在り方については、施設や地域生活支援に係る障害

福祉サービスの費用等の実態や、限られた予算の中での実現可能性等も考慮しつつ、事務局において次期報酬改定等に向けて検討する。

- 施設入所者の食費・光熱水費等の負担や補足給付の在り方については、令和7年度調査研究事業において施設入所者も含めた障害者の生活実態の把握を行うこととしており、その結果等を受けて、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、事務局において次期報酬改定等に向けて検討する。

- 療養介護の在り方については、本検討会の検討対象ではないが、令和7年度調査研究事業において療養介護における日中活動の実施状況等の実態把握を行うこととしており、その結果等を受けて、本検討会での議論も参考にしつつ、事務局において次期報酬改定等に向けて検討する。

- 本検討会における障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方の議論を通じて、地域生活の支援の充実を図る必要性が改めて確認されたが、そのためにも、入所施設、グループホーム、地域の住まいなど地域移行や地域生活を支える居住支援の全体像の議論をしていくことが必要である。

- 今後の検討会においては、それぞれの項目に関する進捗状況を確認しつつ、必要な対応等を引き続き検討していく。